
健康長寿課 所掌事務（事務分掌）

沖縄県行政組織規則（昭和 49 年 3 月 30 日規則 18 号）

（健康長寿課の事務）

第 50 条健康長寿課の所掌事務は、次のとおりとする。

1. 健康づくりに関する施策の総合的企画及び推進に関する事。
2. 生活習慣病に関する事。
3. 栄養に関する事。
4. 食育に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
5. 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業に関する事。
6. 歯科保健に関する事。
7. 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団に関する事。
8. がん対策推進協議会に関する事。
9. 前各号に掲げるもののほか、健康増進に関する事。

【健康推進班】

- ・課の予算・決算の総括に関する事
- ・食育おきなわの推進について
- ・健康おきなわ 21（外部サイトへリンク）の推進について
- ・歯科保健に関する事
- ・栄養に関する事
- ・生活習慣病に関する事
- ・栄養士免許に関する事
- ・健康増進事業に係る市町村等指導に関する事

【がん対策班】

- ・がん対策の推進について
- ・がん対策推進計画の推進に関する事
- ・がん診療拠点病院等に関する事
- ・生活習慣病検診管理協議会に関する事
- ・がん登録事業に関する事
- ・タバコ対策に関する事

